

安心保証サービス利用規約

株式会社ビズモ（以下「甲」という）と M&A（ビジネス売買）マッチングサイト・Bizmo!（以下「Bizmo!」という）の登録会員（以下「乙」という）は、「安心保証サービス」の利用に際し、以下に定める利用規約（以下「本規約」という）に従うこととする。

1. **サービス目的** Bizmo!における「安心保証サービス」及びそれに付随するサービスを目的とする。
2. **サービス内容** 甲の提供する「安心保証サービス」とは、Bizmo!において乙からの申込に基づき、乙と乙の会社売却や事業譲渡の相手方との売買契約に一定の解除可能期間を定めた解除条項（以下「安心保証条項」という）を設定し、万が一の場合の解約を可能にするものである。具体的には次の各号に記すものとする。
 - 1 乙の会社売却や事業譲渡の相手方は、売買代金を一時的に甲に預託するものとする。
 - 2 乙と乙の会社売却や事業譲渡の相手方との売買契約を解除することなく、安心保証条項で定めた解除可能期間を満了した場合、甲は乙の会社売却や事業譲渡の相手方に、乙より預託されていた売買代金を支払うものとする。
 - 3 乙または乙の会社売却や事業譲渡の相手方のいずれかの申出により、安心保証条項で定めた解除可能期間中に売買契約の解除を行う場合には、乙は甲に連絡するものとする。甲はその連絡に基づき安心保証条項で定めた内容に従い売買契約の解除手続きを仲介することとする。
 - ・ 乙の会社売却や事業譲渡の相手方から甲に預託された売買代金に、金利等は一切発生しない。
 - ・ 乙の会社売却や事業譲渡の相手方から甲に預託された売買代金の預託方法及び預託期間等ならびに乙への売買代金の支払方法及び支払日等は追加事項に準じるものとする。
3. **契約期間** 契約は乙から甲への「安心保証サービス」の申込をもって成立し、契約期間

は追加事項に準じるものとする。

4. **申込方法** 乙は甲に対し、Bizmo!の会員登録時に「安心保証サービス」の申込を選択もしくはBizmo!の管理画面から「安心保証サービス」の申込の申請をすることとする。
5. **サービス料金** サービス料金は甲がBizmo!にて定める料金とする。
 - ・ サービス料金は、乙の会社売却や事業譲渡の相手方の負担とする。
 - ・ 支払方法は、乙の会社売却や事業譲渡の相手方が、売買代金に加算して、銀行振込にて甲の指定する期日までに、甲の指定する金融機関口座に支払うものとする。
 - ・ 甲は、法令の改廃、経済情勢の変動、租税公課の増減等により、サービス料金を改定することができるものとする。
 - ・ 尚、払込まれたサービス料金は、いかなる場合にも一切返金しないものとする。
6. **中途解約** 乙は本契約期間中いつでも本契約を解約できるものとする。但し解約する3ヵ月前までに甲に通知しなければならない。
7. **契約の解除** 甲は乙及びその関係者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく即時に本契約を解除することができるものとする。
 - 1 本規約及びBizmo!の利用規約の各条項に違反したとき。
 - 2 甲への報告内容に虚偽の申告、甲への提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - 3 甲またはその従業員に対する粗野な言動や暴言・暴力、いやがらせ、不当な要求等、甲のサービス提供の支障をきたす行為や言動があったと甲が判断した場合。
 - 4 甲の従業員に対するセクシャルハラスメント等、甲またはその従業員の名誉や信頼を傷つける行為や言動があったと甲が判断した場合。
 - 5 その他、甲のサービス提供に対して、乙の非協力的な行為や言動があったと甲が判断した場合。
 - 6 サービス料金やその他費用を2ヵ月以上滞納した場合。
 - 7 暴力団員、暴力団関係者、カルト的宗教団体、その他反社会的勢力またはその関連団体、及びそれらに準ずるものに所属していると認められたとき。
 - 8 乙が破産した場合。
 - 9 乙が振出、裏書若しくは引受をなした小切手又は手形につき不渡処分を受け又はその他支払停止処分を受けた場合。
 - 10 乙が資産の全部又は重要な一部に対して、差押・仮差押・仮処分若しくは競売の申立があった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。

⑩ その他、本契約を継続し難い場合。
8. **通知及び連絡** 乙は面談時の確認内容、提出書類の内容等に変更が生じた場合には、当該変更内容を直ちに甲に通知するものとする。
9. **協力義務** 乙及びその関係者は甲の提供する「安心保証サービス」を利用するに際し、遅滞なく情報を提供する等の協力義務があるものとする。
10. **免責事項** 本規約に基づき甲が乙に提供する役務は「安心保証サービス」に限り、甲は

「安心保証サービス」以外の事柄に関しては一切の責任を負わないものとする。

- 甲は乙の希望する「安心保証サービス」の期間や内容等が、あまりに恣意的なもの、あるいは一般的な商慣習から著しく乖離していると判断した場合は、乙の希望内容等の是正を勧告もしくは、乙の「安心保証サービス」の申込を拒否できるものとする。
 - 甲は乙の希望する「安心保証サービス」の内容や条件等が、乙の会社売却や事業譲渡の相手方から承諾を得ることができるよう最善の努力を行うが、相手方の意向や判断が関わってくるため、必ずしも乙の希望する内容や条件等での追加事項の締結を保証するものではない。
 - 甲は次の各号に該当した場合、乙に通知することなく「安心保証サービス」を停止、又は中断することができるものとする。
 - 1 乙が甲の「安心保証サービス」に必要な資料・情報等の提供を遅滞し、または誤った情報などを提供したために甲の安心保証遂行業務に支障が生じたとき。
 - 2 地震、落雷、火災、風水害、天災地変等の不可抗力による場合。
 - 3 その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合。
 - 甲は、上記各号の「安心保証サービス」の停止や中断により、乙に生じた損害等について一切の責任を負わないものとする。
- 11. 個人情報の保護** 甲は「安心保証サービス」の提供に関して知り得た乙の個人情報（氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）を本契約期間中のみならず、本契約期間終了後も永久に、第三者に開示又は漏えいしない。
- 甲による乙の情報の取扱いについては、別途甲の定める個人情報保護方針によるものとし、乙は甲が当該方針に従って乙の情報を取り扱うことについて同意したものとみなす。

12. その他

- 甲が必要と判断した場合には、甲は乙に予め通知することなくいつでも「安心保証サービス」の内容や本規約を変更することができるものとする。ただし、乙に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとする。
- 本規約に定めのない事項及び本規約の内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意を持ってこれを解決することとする。
- 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所及び簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。